

# 中津市立地適正化計画 における 事前届出が必要です。

## 1 届出制度の趣旨、運用開始日

居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域内・外における誘導施設（大規模集客施設等）の整備の動きを市が把握することを目的としています。届出は、令和5年4月1日（都市再生特別措置法第81条第15項の規定に基づき、中津市立地適正化計画を公表する日）から必要になります。

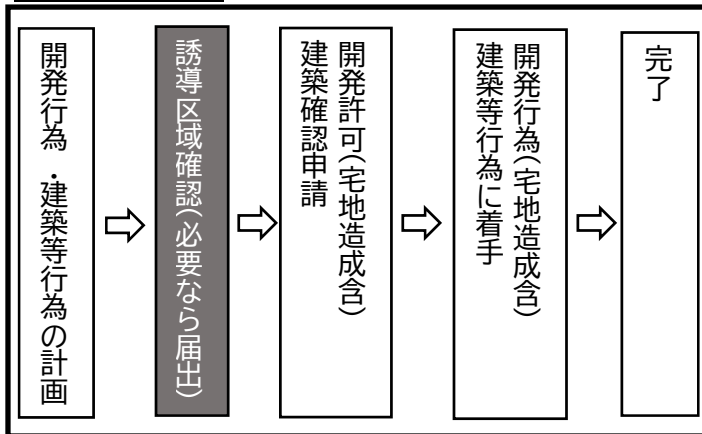
## 2 届出窓口

中津市 建設部 まちづくり推進課  
(中津市役所本庁舎 2階)

## 3 届出期限（都市再生特別措置法第88・108条）

対象となる行為に着手する日の **30日前迄** です。

## 4 手続の流れ



## 5 届出書類の作成

提出書類は、6に記載する「届出様式」及び「添付書類」を提出してください。届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

## 6 届出の対象となる行為、届出様式等

### (1) 住宅の建築等の届出(都市再生特別措置法第88条)

	開発行為 (宅地造成含)	建築等行為
対象区域	立地適正化計画の区域のうち <b>居住誘導区域外の区域</b>	
届出対象となる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3戸以上の住宅</b>の建築目的の<b>開発行為</b>(宅地造成含)</li> <li>・ <b>1又は2戸の住宅</b>の建築目的の<b>開発行為</b> (敷地面積: <b>1,000㎡以上</b>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3戸以上の住宅の新築</b></li> <li>・ <b>改築又は用途変更して、3戸以上の住宅</b>とする場合</li> </ul>
届出様式	様式第5号、8号	様式第6号、8号
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付近見取図</li> <li>・ 現況平面図</li> <li>・ 土地利用計画図</li> <li>・ 造成計画平面図等</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 求積図</li> </ul> (開発区域面積)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置図</li> <li>・ 2面以上立面図</li> <li>・ 各階平面図</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 求積図</li> </ul> (敷地面積)等

#### 注1)届出内容の変更

変更に係る行為に着手する日の **30日前迄** に事前届出（届出様式「様式第3号」及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類）が必要です。

#### 注2)届出を要しない軽易な行為

仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為等については、届出を要しない場合があります（都市再生特別措置法第88条第1項ただし書）。

## (2) 誘導施設の建築等の届出

(都市再生特別措置法第 108 条関係)

	開発行為 (宅地造成含)	建築等行為			
対象 区域	立地適正化計画の区域のうち <b>都市機能誘導区域内・外の区域</b>				
誘導施設(対象施設) ※図A					
種別	誘導施設	都市機能誘導区域内			都市機能誘導区域外
		広域 拠点	医療 拠点	生活 拠点	
商業	集客施設 (10,000㎡以上)	○	●	●	●
	小売店舗 (3,000㎡以上10,000㎡未満)	○	○	○	●
医療	病院 200床以上	○	○	●	●
	病院 20床以上	○	○	○	●
福祉	総合福祉センター (1,000㎡以上)	○	○	○	●
教育	専修学校	○	○	○	●
文化 交流	劇場、音楽堂等 (300席以上)	○	●	●	●
	生涯学習センター	○	○	○	●
	図書館	○	●	○	●
行政 金融	市役所	○	●	●	●
	支所、出張所 銀行、信用金庫	○	○	○	●
●：開発・建築等行為等の届出必要 ○：休廃止の届出必要					
届出 対象 行為	・誘導施設を有する 建築物の建築目的 の <b>開発行為</b> (宅地造成含)	・誘導施設を有する 建築物の <b>新築</b> ・ <b>改築又は用途変更</b> して誘導施設 とする場合			
届出 様式	様式第1号、8号	様式第2号、8号			
添付 書類	・付近見取図 ・現況平面図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図等 ・位置図 ・求積図 (開発区域面積)等	・配置図 ・2面以上立面図 ・各階平面図 ・位置図 ・求積図 (敷地面積)等			

### 注1)届出内容の変更

変更に係る行為に着手する日の**30日前迄**に事前届出  
(届出様式「様式第7号」及び上記のそれぞれの場合  
と同様の添付書類)が必要です。

### 注2)届出を要しない軽易な行為

中津市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する  
建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行  
う開発行為等については、届出を要しない場合があり  
ます(都市再生特別措置法第108条第1項ただし書)。

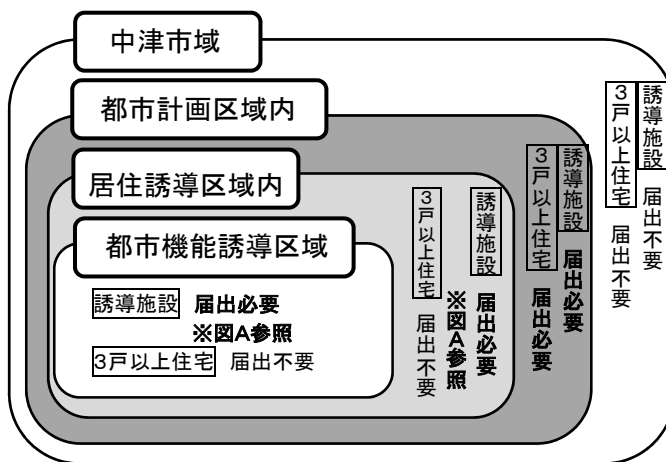
## (3) 誘導施設の建築等の届出

(都市再生特別措置法第 108 条関係)

	誘導施設の休廃止
対象 区域	立地適正化計画の区域のうち <b>都市機能誘導区域内の区域</b>
対象 施設	※図A参照
届出対 象行為	・誘導施設の <b>休止又は廃止</b>
届出様式	様式第4号

## 7 参考

### (1) 各区域における届出の要否(イメージ図)



### (2) 様式第1~8号

中津市 HP で様式データをダウンロードしてください。

### (3) 居住誘導区域・都市機能誘導区域について

- ・居住誘導区域：生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、都市の居住者の居住を誘導し、一定の人口密度を確保する区域のこと。
- ・都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を当該区域に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

### 【お問合せ】

中津市建設部まちづくり推進課  
〒871-8501 中津市豊田町14番地3  
電話：0979-62-9032 FAX：0979-24-7522  
E-Mail:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp

	【立地適正化計画 計画書】 中津市立地適正化計画の策定について
	【居住誘導区域図・届出書式】 中津市立地適正化計画に基づく届出制度について